落札者決定基準

工 事 名：文化会館整備工事
工事場所：奈良市登大路町　地内

■落札者決定基準【標準型①（WTO）（建築）】　　文化・教育・くらし創造部

分類		評価（審査）項目	評価（審査）内容	評価（審査）基準	配　点		
技術提案書（注5）	技術提案に係る項目	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目①（2提案）（注1） （最大2提案まで記載できます）	本工事で施工するコンクリートの品質確保について具体的な工夫を提案・実施する。ただし、コンクリートの配合、補強材の追加及び施工時期に関する提案を除く。（注7）	a. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる	6点/1提案	Max 12	小計 54点 満点
				b. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	4点/1提案		
				c. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	2点/1提案		
				d. 品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、b、cに該当しない	0		
		工事目的物の性能・機能の向上に関する項目②（2提案）（注1） （最大2提案まで記載できます）	多数の来訪者が使用する会館であることから、床仕上げの維持管理性を確保するための具体的な工夫（別紙「技術提案箇所図1」に記載する技術提案箇所において実施する対策とする。）を提案・実施する。ただし、材質の変更に関する提案を除く。（注7）	a. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる	6点/1提案	Max 12	
				b. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	4点/1提案		
				c. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	2点/1提案		
				d. 品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、b、cに該当しない	0		
		工事目的物の性能・機能の向上に関する項目③（2提案）（注1） （最大2提案まで記載できます）	エントランスホール及びアトリウムは多数の来訪者が使用することから、屋根及び天井の品質確保について具体的な工夫（別紙「技術提案箇所図2」に記載する技術提案箇所において実施する対策とする。）を提案・実施する。ただし、材質の変更、構造及び工法の変更に関する提案を除く。（注7）	a. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる	6点/1提案	Max 12	
				b. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	4点/1提案		
				c. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	2点/1提案		
				d. 品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、b、cに該当しない	0		
		社会的要請の対応に関する項目①（1提案）（注1）	本工事の工事車両出入口は、通行量の多い歩道に面していることから、施工時における歩行者及び自転車に対する安全対策について具体的な工夫（別紙「技術提案箇所図3」に記載する技術提案箇所（工事車両出入口）において実施する対策とする。）を提案・実施する。ただし、交通誘導員に関する提案を除く。（注8）	a. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、特に優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる	6点/1提案	Max 6	
				b. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	4点/1提案		
				c. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	2点/1提案		
				d. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られているが、上記a、b、cに該当しない	0		
		社会的要請の対応に関する項目②（1提案）（注1）	本工事は住宅等が隣接していることから、周辺環境への負荷（騒音）を軽減するための具体的な工夫（解体工事において実施する対策に限る。）を提案・実施する。ただし、仮囲い及び足場の防護シートに関する提案を除く。（注8）	a. 施工管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる	6点/1提案	Max 6	
				b. 施工管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	4点/1提案		
				c. 施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	2点/1提案		
				d. 施工管理方法が適切であるが、上記a、b、cに該当しない	0		
		社会的要請の対応に関する項目③（1提案）（注1）	本工事は住宅等が隣接していることから、周辺環境への負荷（粉塵）を軽減するための具体的な工夫（解体工事において実施する対策に限る。）を提案・実施する。ただし、仮囲い及び足場の防護シートに関する提案を除く。（注8）	a. 施工管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる	6点/1提案	Max 6	
				b. 施工管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	4点/1提案		
				c. 施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	2点/1提案		
				d. 施工管理方法が適切であるが、上記a、b、cに該当しない	0		
		配置予定技術者の技術提案に対する理解度	主任技術者・監理技術者（JVの場合は構成員全員）の技術提案の記載内容に対する理解度 （ヒアリングで聞き取り）　（注6）	a. 内容を理解している	0	小計 0点 満点	
				b. 一部でも理解していない技術者がいる　（注2）	Max −10		
				c. 全く理解していない技術者がいる　（注3）	欠格		
加　算　点　合　計（注4）					54点満点		

（注1）技術提案に係る項目の記載内容が適正でない（未記載を含む）場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件（工種、工法、地形、地名　等）に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。

（注2）減点の基準として、出席した配置予定技術者を指名し回答できない場合、その都度その者が主たる配置予定技術者の場合は－3点、従になる配置予定技術者の場合は－1点とし、その場で委員長に確認を行い配置予定技術者に伝える。

（注3）「全く理解していない技術者がいる」とは、1回も回答できない配置予定技術者が1人でもいる場合とする。

（注4）加算点の合計が減点により0点を下回る場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。

（注5）技術提案書の提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名（共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名）が記載されていない場合、押印がない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。

（注6）ヒアリングに出席していない配置予定技術者は、原則として、配置技術者になれない。
但し、入札参加要件を満足する配置予定技術者がヒアリングに出席できない場合において、やむを得ない理由による欠席で、ヒアリングの前日（土・日・祝日を含まない）の正午までに理由書の提出がある場合はこの限りではない。
なお、この場合において、主たる配置予定技術者が欠席した場合は－3点、従になる配置予定技術者が欠席した場合は1社あたり－1点とし、減点する。

（注7）評価項目につき最大2提案までとし、3提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。

（注8）評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。